大和市障害福祉センター松風園の指定管理者の候補者審査要領

大和市障害福祉センター松風園の指定管理者選定委員会における、大和市障害福祉センター松風園の指定管理者の候補者の審査について、次のとおり要領を定める。

１．　評価

「大和市障害福祉センター松風園の指定管理審査に係る評価表」（別表）により評価を行うものとする。配点は、一評価者につき、それぞれの評価項目について、評価表中「標準例」に満たない場合は０点、満たしている場合は１点、標準モデルより優れている場合には２点、特に優れている場合には３点とする。

２．　審査対象

83 点に評価者の人数を積算し、その点数以上の合計評価点を得た団体を審査の対象とする。ただし、83 点以上の評価を行った評価者の人数が、過半数に満たない団体は、審査の対象から除外する。

３．　選定

（１）　評価点を基本に、指定管理者の候補者として、最も適当な団体及び団体の順位について審査する。

（２）　申込み団体が１団体の場合は、指定管理者の候補者として最適か否かを審査する。

（３）　大和市障害福祉センター松風園条例第１１条に基づく再選定を行う場合は、次位にある団体とする。

附則

この要領は、大和市障害福祉センター松風園指定管理者（指定期間：令和２年４月１日～令和７年３月３１日）の選定にあたり有効なものとする。

［参考］審査方法

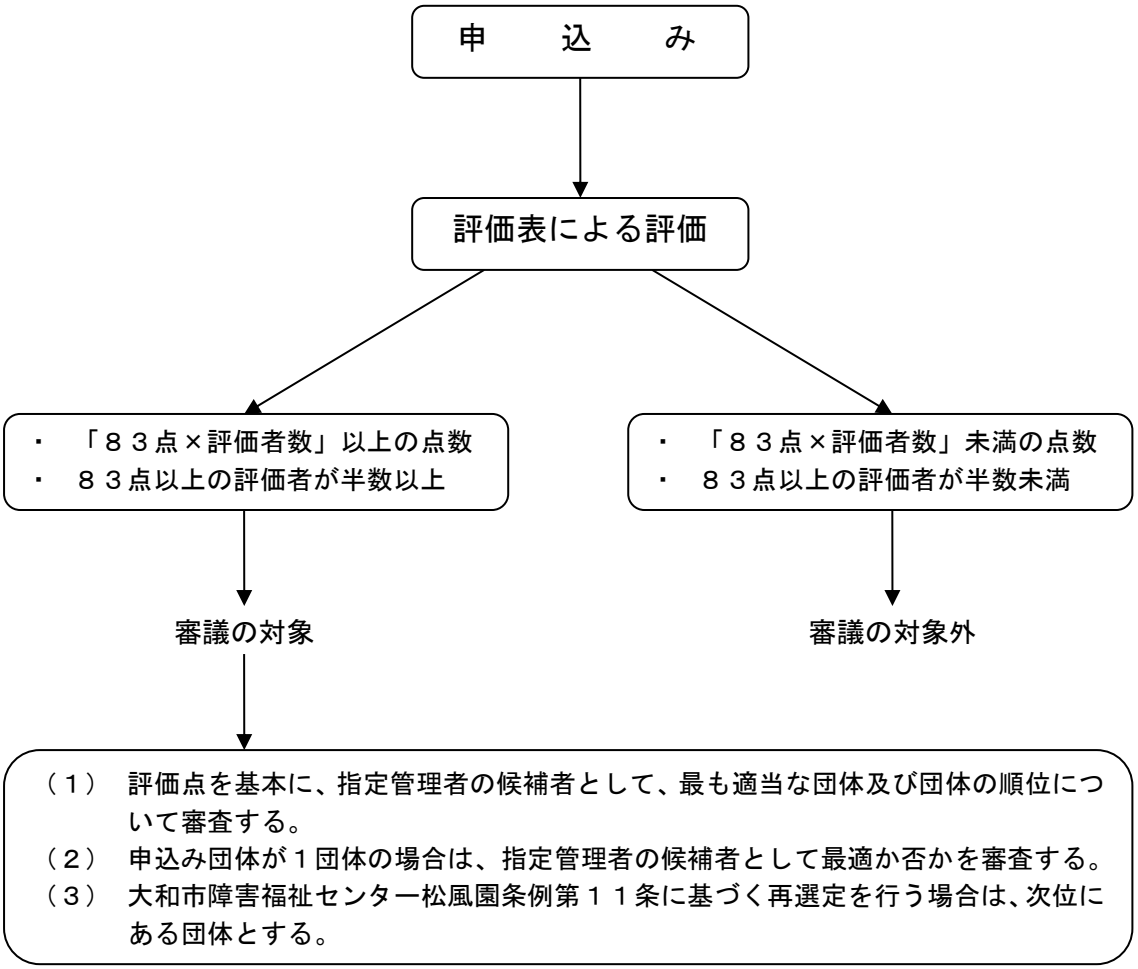

＜大和市障害福祉センター松風園条例第 11 条＞

市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第 9 条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1)被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2)新たに判明した事実により、松風園の管理を行うことが不適当であると認められたとき。

2　前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第 7 条の規定による松風園の次回の公募については、申し込むことができない。